

議 第 1 7 号 議 案

「新型コロナウイルス」感染拡大による家賃補償や住居のさらなる確保
・維持を求める意見書の提出について

「新型コロナウイルス」感染拡大による家賃補償や住居のさらなる確保・維持を
求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出しま
す。

令和2年6月18日提出

富士見市議会議長 篠 田 剛 様

提出者 富士見市議会議員 根 岸 操

賛成者 同 川 畑 勝 弘

同 伊勢田 幸 正

提 案 理 由

「新型コロナウイルス」感染拡大による家賃補償や住居のさらなる確保・維持を
求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき国会及び政府に対して提出するた
め、この案を提出します。

「新型コロナウイルス」感染拡大による家賃補償や住居のさらなる確保
・維持を求める意見書

「新型コロナウイルス」の感染拡大とそれに伴う政府の緊急事態宣言の影響により、仕事を失うなどで収入が減少し、家賃の支払いが困難になる事態が生じている。緊急事態宣言が解除され営業や外出の自粛が緩和されてきているが、今後時間の経過とともに第2波・第3波も予想され、こうした人々が爆発的に増えることも懸念されている。

現在でも家賃の滞納が続いた場合には、債務不履行を理由として賃貸借契約を解除され、明け渡しを求められる恐れもある。また、緊急事態宣言に伴うインターネットカフェや漫画喫茶、サウナなどの休業により、行き場をなくした人たちも増えている。生活の基盤というべき住まいを失った場合には、生活が成り立たなくなり、貧困のスパイラルに陥ってしまいかねない。一度住まいを失ってしまうと仕事を探す上でも不利になる。また、住まいは社会保障の基盤であり、いくら制度があっても支援を受けられず福祉にもつながらない。

「新型コロナウイルス」の感染拡大を防止するため、「ステイ・ホーム」ということが奨励されているが、ウイルスから身を守ることも含め、生活を支えていくためにもすべての人たちの安心できる住まいの確保・維持を最優先とする政策が求められている。

よって、富士見市議会は、国会及び政府に対し、下記の事項について実現するよう強く求める。

記

- 1 新型コロナウイルス感染拡大によって家賃の支払いの困難を来す生活困窮者を支援するため、住居確保給付金のさらなる制度の推進を行い積極的な活用を図ること。
- 2 すべての住居困難者に対し相部屋の施設に誘導するのをやめ、ホテルの借り上げなども含め個室の安心できる場所を提供すること。また空き家・空き室を活用した住宅支援を強化すること。
- 3 生活や生業の基盤を失うおそれのある国民が増え続けている現状からすれば、テナント賃料に対する支援策とともに、住まいの賃料の支払いが困難になった場合に、一定期間の賃料の支払いを猶予しそれらの滞納に基づく賃貸借契約解除を制限するため、特別措置法を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	安倍晋三様
財務大臣	麻生太郎様
総務大臣	高市早苗様
厚生労働大臣	加藤勝信様
国土交通大臣	赤羽一嘉様